安全－資料4－3

「4-1. バス及びトラックへの車線逸脱警報装置（LDWS）の装備義務付け」

- 適用範囲

  専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く）であって車両総重量 3.5tを超えるもの

  ※高速道路等を運行しないものを除く。

- 改正概要

  上記適用範囲の自動車には、「車線逸脱警報装置（LDWS）に係る協定規則（第 130 号）」に適合する LDWS を備えなければならないこととする。

（装置の定義）

✧ 車線逸脱警報装置（LDWS）：自動車が走行中に車線から逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置。

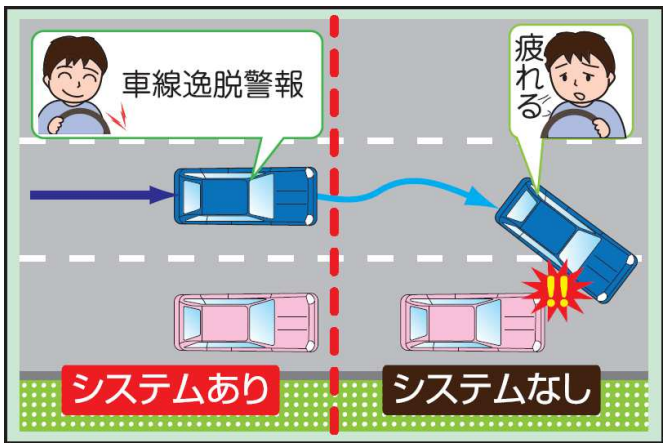

車線逸脱警報装置

- 改正時期

  平成 27 年1月（予定）

- 適用時期

  AEBS（衝突被害軽減ブレーキ）の基準強化（協定規則第 131 号改訂版）と同じ時期に適用予定。

（上段:新型車、下段:継続生産車）

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの	12t 以下	平成 31 年 11 月 1 日 平成 33 年 11 月 1 日
	12t 超	平成 29 年 11 月 1 日 平成 31 年 11 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量 13t を超えるものを除く。）	3.5t 超 8t 以下	平成 31 年 11 月 1 日 平成 33 年 11 月 1 日
	8t 超 20t 以下	平成 30 年 11 月 1 日 平成 33 年 11 月 1 日
	20t 超 22t 以下	平成 30 年 11 月 1 日 平成 32 年 11 月 1 日
	22t 超	平成 29 年 11 月 1 日 平成 31 年 11 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量 13t を超えるものに限る。）	-	平成 30 年 11 月 1 日 平成 32 年 11 月 1 日